

全国卸商業団地厚生年金基金
設立事業所 事業主 各位

全国卸商業団地厚生年金基金

企業年金基金 正式加入申込のご案内について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、さる8月24日に当基金内に設置している「企業年金基金設立委員会*」が開催され、当基金が設立準備を進めております解散後の後継企業年金基金につきまして、事業主からの正式な加入申込を受け付けることにつき了承されました。

つきましては、加入申込に必要な書類をお送りいたしますので、ご提出をお願い申し上げます。

申込書類ご提出期限 当厚生年金基金の加入員期間・一時金相当額等 (過去分)の 引継を希望される場合※	10月2日(金)基金必着 [ご提出書類は6種類] うち2種類は上記期限必着 (なるべく9月中の基金着にてお願いします) 他の4種類は、遅れての提出も可能です(P5参照)
--	--

※期限までに書類のご提出がない場合は、過去分を引き継いでの加入はできなくなります。
過去分を引き継がないご加入も可能です。基金までご相談下さい。

なお、これまでにパンフレット等でご案内してきた制度の概要について変更はございません。
 (制度概要は、当基金ホームページに掲載しております。)

ところで、当基金の解散準備については当初予定より3ヶ月程度前倒しして進行しており、後継制度となる企業年金基金の設立準備もこれに合わせて平成28年3月1日の設立を目標に並行して進めております。8月中旬にお送りした掛金納入告知書の同封文書でもお知らせいたしましたが、**代行部分積立金792億円の国への一部前納を完了できたこともあり、直近での当基金の解散時財政見通しでは、国への最終返還後に残余財産が生ずる(=代行不足が生じない。即ち、解散に伴う負担金は生じない。)** **可能性が高い見込み**となっております(P4参照)。

また、これに伴い解散までのスケジュール、手続きについても、当初の予定を見直しした部分がございます。

そこで、これらにつきまして、加入申込のご案内に合わせて本文書にてお知らせさせていただいております。ご一読いただければと存じます。

先般ご提出をお願いしました企業年金基金加入の「仮同意書」提出事業所数は、778事業所(全事業所中73.5%/8月21日現在)となっております。ご提出いただいた事業主の皆様、ありがとうございました。なお、このご案内は、「仮同意書」をご提出いただかなかった事業所にもお送りしております。正式な加入申込をご提出いただければ手続きを進めさせていただきますので、是非ご検討のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

* 企業年金基金設立についての事務的な手続きを進める段階に入ることもあり、今年度より「企業年金基金設立準備委員会」に代わり、「企業年金基金設立委員会」が新たに発足、8月24日に第1回目の審議を行いました。

目 次

1. これまでの主な経過と今後のスケジュール見通しについて	3
2. 解散時の財政予測について	4
3. 残余財産の取扱いについて	4
4. 後継企業年金基金 加入申込書類について	5
5. 申込書類記入例	6
6. 企業年金基金規約（案）概要	12
7. 企業年金基金規約（案）本文	14

1. これまでの主な経過と今後のスケジュール見通しについて

(1) これまでの主な経過

時 期	内 容	備 考
平成26年2月21日	第33回代議員会開催 「法律改正を踏まえた今後の当基金の方針」を議決	①確定給付企業年金設立、 ②厚生年金基金解散(特例解散)、③商団連・住友生命・その他関係機関の協力・支援を要望の3点を方針とする
平成27年2月24日	第35回代議員会開催 「厚生年金基金の将来返上・解散等に関する同意手続き及び新企業年金基金加入に関する仮同意書の取得について」議決	平成 26 年度の好調な資産運用を踏まえ、将来返上・前納手続きを利用した代行不足に係る事業主負担の低減を図る準備に入る
平成27年3月～	企業年金基金加入「仮同意書」受付※	
平成27年5月30日	第36回代議員会(臨時)開催 将来返上・前納の議決	
平成27年7月1日	将来返上認可(認可日以後の期間に係る代行部分支給義務を国に返上)	代行部分掛金徴収は6月分掛金をもって終了
平成27年7月28日 8月26日	代行資産一部前納 780 億円 代行資産一部前納(追加) 12 億円	合計792億円を国に納付
平成27年8月24日	第20回運営委員会・ 第1回企業年金基金設立委員会 開催	当初特例解散を想定していたが、代行不足の無い状態での解散の可能性が高まったため、通常解散を前提に準備を進めることとする

※仮同意書提出事業所数(8月21日現在): 778 事業所(全事業所中 73.5%)

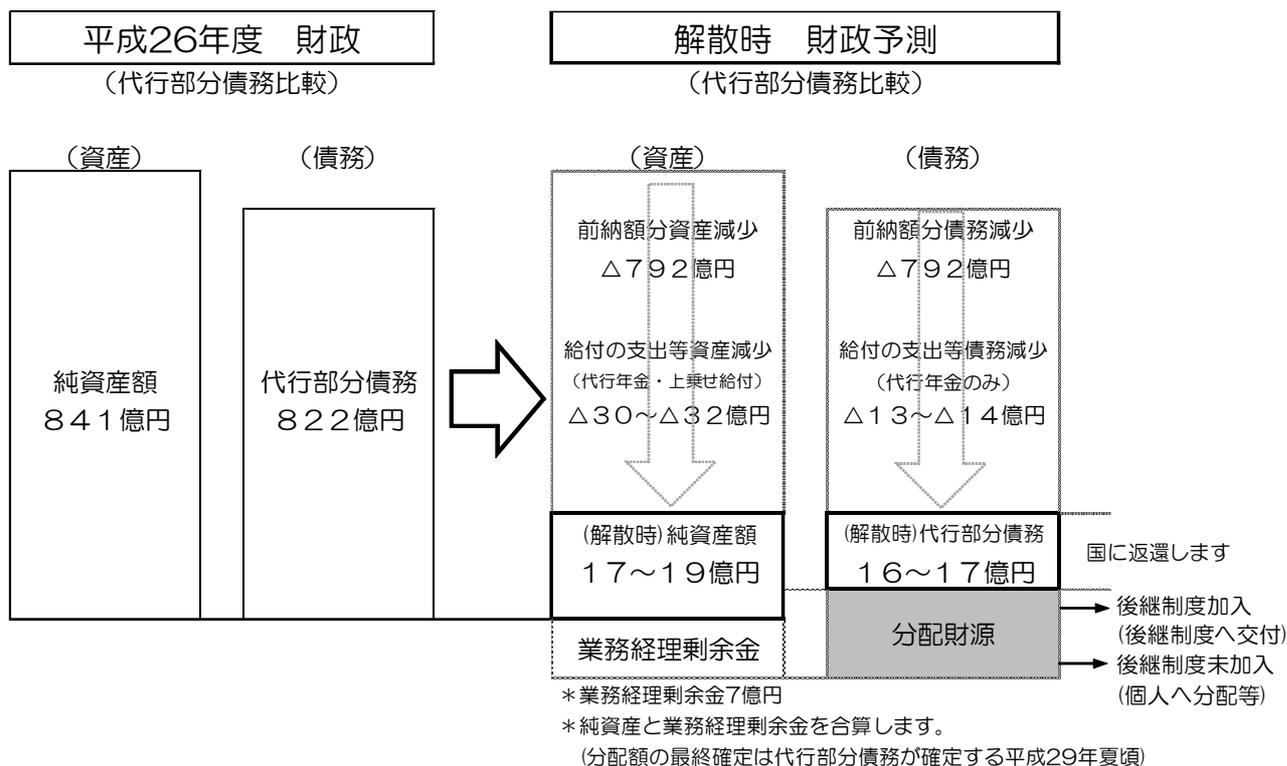
(2) 今後のスケジュール見通し

時 期	内 容	備 考
平成27年8月～	後継企業年金基金 正式加入申込受付	締切 10月2日
企業年金基金設立認可申請前に、加入申込をとりまとめた上での諸準備が必要で 出来るだけ9月中の基金着で書類をご提出いただきますようご協力お願いいたします		
平成27年10月以降	後継企業年金基金加入事業所に 残余財産の交付に関する同意書の提出案内 (前後してOB受給者・待期者にも個別に同意書提出を案内)	締切 平成28年2月中予定
平成27年12月	後継企業年金基金設立につき 厚生労働省へ認可申請	基金から全加入事業 所分取りまとめて提出 します
平成28年1月	理事会・臨時代議員会開催予定(解散議決) 厚生年金基金解散につき厚生労働省に認可申請	
平成28年3月1日	厚生年金基金解散認可 後継企業年金基金設立(予定)	解散認可後の厚生年 金基金は清算業務に
平成30年3月までに	清算終了	

- 当初、後継制度加入同意書を平成27年11月頃からご案内予定としておりましたが、これを8月下旬から正式加入申込のご案内として前倒ししております。
- 当初、代行不足に伴う納付計画書を平成27年12月頃からご案内予定としておりましたが、代行不足とならない可能性が高くなったため、ご案内を取りやめとしております。

2. 解散時の財政予測について

当基金の資産は792億円の前納後、約68億円(今年度直近運用利回り1.1%)です。現在は一般勘定(年1.25%確定商品)と短期資産で資産を保有しており、資産運用のリスクはありません。そのため直近でも大幅な株式の下落がありました。当基金の資産に影響はございません。



3. 残余財産の取扱いについて

当基金は、直近の見通しで解散時に残余財産を生ずる可能性が高くなっております。残余財産は後継制度への加入の有無に関わらず、加入員・受給者・待期者に公平に分配額を算出(具体的基準は代議員会議決後改めてご案内いたします)のうえ、下記のとおり取り扱います。(なお、事業主への分配は法令上不可)

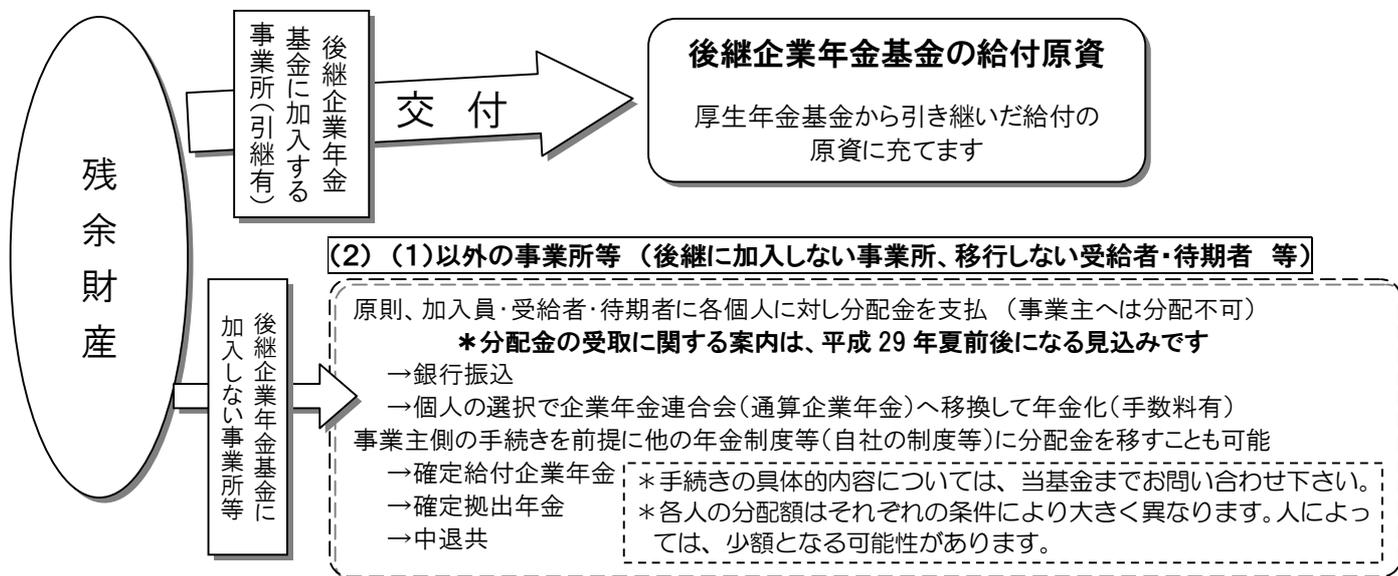
(1)後継企業年金基金に加入する事業所等(厚生年金基金からの引継有り)

厚生年金基金の加入員期間等の引き継ぎをして後継制度にご加入される事業所については、所属加入員分及び移行する受給者・待期者分の分配金を後継企業年金基金に交付し、引き継いだ給付の原資に充てます。加入員は事業所単位で、受給者・待期者は個人単位で手続きします。

*厚生年金基金からの加算給付に係る加入員期間や一時金相当額の引継は、残余財産が生じた場合、その交付を後継企業年金基金が受けることが前提となります。

ただし、後継企業年金基金における給付額(年金額・一時金額)は、分配金額を基に算定するのではなく、あくまで引き継いだ加入員期間と一時金相当額を基にして算定します(加入員・受給者等にとっては、企業年金基金の給付を受けるほうが分配金受取よりも有利です)。残余財産交付以外に従来のスキームに変更はありません。

*残余財産交付に関する手続きを事業主等に行っていただく必要があります。改めてご案内いたします。



4. 後継企業年金基金 加入申込書類について ご提出期限10月2日(金) 必着

- ◇ご記入に当たっては、次ページ以降の記入例をご参考として下さい。
- ◇様式・記入例のPDFファイルは、当基金ホームページからダウンロードできます。
- ◇厚生労働省認可申請前の諸準備を円滑に進められるよう、提出期限に関わらず、**出来るだけ9月中の基金着でご提出**いただきますようご協力お願いいたします。
- ◇③以下の書類は②（設立認可申請書）の添付書類です。**締切内に添付書類をご準備いただくのが厳しい場合は、①・②のみを期限までにご提出いただき、後日別途残りの書類をご提出（11月6日までにお願います）いただいても差し支えありません。**

***②～⑥は、厚生労働省に提出する書類です（基金でとりまとめのうえ提出します）**

① 企業年金基金加入申込書

② 企業年金基金設立認可申請書

後継の企業年金基金は、「確定給付企業年金（基金型）」として設立しますが、その設立認可申請書は、当基金にて取りまとめ、加入事業主（実施事業所事業主）の連名により、厚生労働省に提出いたします。

③ 従業員代表 同意書

（注1）被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、従業員代表ではなく、**当該労働組合の同意書が必要**となります。該当する場合は、お手数ですが、当基金ホームページに同意書様式と記入例を掲載しておりますのでそちらをご覧ください。か、基金までご連絡いただければ手続きのご案内をいたします。

（注2）従業員代表者として署名できる従業員とは、『労働基準法に規定する「管理監督者」でない従業員』となります（「三六協定」に署名する従業員代表と同一要件。記載例を参照。）。

④ 証明書（従業員代表についての事業主の証明）

※労働組合の同意書をご提出いただく場合は、「労働組合の現況に関する事業主の証明書」が必要となります。

⑤ 労使合意に至るまでの経緯

記入例をご参考に、同封の用紙の記載内容に沿ってご記入をお願いいたします。

（用紙に印刷されている記載内容が含まれていれば、独自の書式で作成いただいても構いません。）

⑥ 直近（7月分又は8月分保険料）の健保・厚年「保険料納入告知額・領収済額通知書」コピー

年金事務所から送付される「保険料納入告知額・領収済額通知書」のコピー（A4用紙にコピー願います）
「厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類」として提出

提出時チェック欄 （もれの無いようご確認をお願いします）

書類名（□に✓を入れて確認）			
①	<input type="checkbox"/> 企業年金基金加入申込書	要押印	締切日 10月2日必着 でご提出下さい
②	<input type="checkbox"/> 企業年金基金設立認可申請書	要押印	
③	<input type="checkbox"/> 同意書（従業員代表、又は労働組合）	要押印	締切に遅れて のご提出も 可能です *11月6日まで にご提出下さい
④	<input type="checkbox"/> 証明書（従業員代表の証明、又は労働組合の現況の証明）	要押印	
⑤	<input type="checkbox"/> 労使合意に至るまでの経緯		
⑥	<input type="checkbox"/> 健保・厚年「保険料納入告知書・領収済額通知書」コピー （厚生年金適用事業所等であることが分かる書類） →A4用紙にコピーして添付願います		

5. 申込書類記入例

厚生年金基金
事業所番号（5桁）

0 0 0 0 1

様式C

封筒の宛名シールに5桁の番号で記載されています
シールの種類により「1721」につづけて記載されている場合があります

平成27年 9月 25日

全国卸商業団地厚生年金基金 御中

日付をご記入ください（作成日又は発送日）

①の記入例

この書類は
10月2日（金）基金必着です
*なるべく9月中にご提出
お願いいたします

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名

東京都港区赤坂5-1-31
第六セイコービル4階
卸団地基金 株式会社
代表取締役 流通 太郎

代表者印

代表者
之印

ゴム印で結構です

企業年金基金 加入申込書

全国卸商業団地厚生年金基金が解散するにあたり、当基金の加算部分の給付を引き継ぐ新しい企業年金基金（確定給付企業年金法に基づく基金型確定給付企業年金で、平成28年3月発足予定の「全国卸商業団地企業年金基金（仮称）」）の設立にあたり、下記の必要書類を添付のうえ、当事業所として正式に加入申し込みをいたします。

記

1. 企業年金基金設立認可申請書
2. 同意書
被用者年金被保険者等の過半数を代表する者（従業員代表）の同意書、
または、労働組合の同意書
3. 証明書
被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書、
または、労働組合の現況に関する事業主の証明書
4. 労使合意に至るまでの経緯
5. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類
（年金事務所から送付される健保・厚生「保険料納入告知書・領収済額通知書」等）

以上

〔備考〕

3.～5.の書類のご提出が遅れる場合は、備考欄に
「3.～5.の書類は後日提出」とご記載下さい。

②の記入例

この書類は
10月2日（金）基金必着です
*なるべく9月中にご提出
お願いいたします

厚生労働大臣 殿



日付・番号は記入しないでください

申請者 住 所
事業所名称
事業主名称

東京都港区赤坂5-1-31
第六セイコービル4階
卸団地基金 株式会社
代表取締役 流通 太郎

代表者
之印

ゴム印で結構です

企業年金基金設立認可申請書

必ず代表者印を
押印して下さい

企業年金基金の設立について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 基金型企業年金規約（案） **当基金が準備します**
2. 加入者となる者の数を示した書類 **当基金が準備します**
3. 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書 **→③の書類**
4. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書 **→④の書類**
5. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類 **当基金が準備します**
6. 基金資産管理運用契約に関する書類 **当基金が準備します**
7. 労働協約等の写し **通常は不要となります**
8. 退職金規程、厚生年金基金規約、適格退職年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類
9. 労使合意に至るまでの経緯 **→⑤の書類** **通常は不要となります**
10. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類 **→⑥の書類**

以上

③の記入例

日付は記入しないでください

平成 年 月 日

（事業所名称・代表者名）

卸団地基金 株式会社
代表取締役 流通 太郎 殿

ゴム印で結構です

（事業所名称） 卸団地基金株式会社

従業員代表 問屋 治虫 問屋印

サインをお願いします

同意書

認印・シャチハタでも
結構です

確定給付企業年金法第3条第1項に基づき確定給付企業年金に係る規約の作成及び企業年金基金の設立に同意します。

（注1）労働組合がある場合

被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、従業員代表ではなく、当該労働組合の同意書が必要となります。

該当する場合は、お手数ですが、ホームページに同意書様式と記入例を掲載しておりますのでそちらをご覧ください。基金までご連絡いただければ、手続きのご案内をいたします。

（注2）従業員代表者として署名できる従業員の要件は、『労働基準法に規定する「管理監督者」でない従業員』となります。

～「三六協定」に署名する従業員代表と同一要件

「管理監督者」：一般的には部長、工場長など労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にあるものの意であり、名称にとらわれず実態に即して判断すべき、とされている。（役付者であればすべてが管理監督者となるわけではない）

○企業年金基金の加入者となる者である必要はありません。

（65歳以上の従業員でも可です。）

○該当者がいない場合は、厚生年金被保険者である役員でも結構です。

④の記入例

これは、従業員代表による同意書を提出する場合の従業員代表に関する事業主の証明書です。
労働組合の同意書をご提出いただく場合は、労働組合に関する事業主の証明書をご提出いただくことになります。

証 明 書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の被用者年金被保険者等の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

記

- 1. 所属 総務部経理課
- 2. 役職 課員
- 3. 氏名 問屋 治虫
- 4. 住所 千葉県我孫子市〇〇町△△番地
- 5. 選出方法 挙手による

ゴム印・手書き
いずれでも可

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

日付は記入しないでください

厚生労働大臣 殿

実施事業所名 卸団地基金 株式会社
 事業主名 代表取締役 流通 太郎
 住所 東京都港区赤坂5-1-31
 第六セイコービル4階

代表者
之印

ゴム印で結構です

必ず代表者印を
押印して下さい

⑤の記入例

別紙様式（労組無し）

労使合意に至るまでの経緯

日付は記入しないでください

平成 年 月 日

（会社名） 卸団地基金株式会社

ゴム印で結構です

1. 従業員への説明

部 門	本社
日 付	平成27年9月10日 （下記（注）参照）
場 所	本社3階会議室
出席者	本社勤務者27名
議 題	厚生年金基金の解散と企業年金基金への参加について
質疑応答等	反対意見はなく、企業年金基金への参加の同意が得られた

部 門	山梨工場
日 付	平成27年9月11日 （下記（注）参照）
場 所	山梨工場会議室
出席者	山梨工場勤務者37名
議 題	厚生年金基金の解散と企業年金基金への参加について
質疑応答等	反対意見はなく、企業年金基金への参加の同意が得られた

2. 最終合意、同意書の提出

日 付	平成27年9月18日 （下記（注）参照）
場 所	本社3階会議室
出席者	従業員代表 問屋治虫
経 過	説明会を踏まえたうえで従業員代表から最終合意が得られ、同意書の提出を受けた

（注）

- ◇記入用紙にある項目についての記載があれば、様式は問いません（独自に書き起こしていただいても結構です）
- ◇説明日付、合意日付について、差し支えないようでしたら空欄にしてご提出いただいても結構です（提出時点で予定としている場合等）
- ◇労働組合がある場合は、別の様式・記入例をご用意しております。当基金ホームページをご覧くださいか、当基金までお問い合わせ下さい

この書類は、締切に遅れてのご提出も可能です（11月6日までにご提出下さい）

⑥のサンプル

健保・厚年「保険料納入告知額・領収済額通知書」コピー
サンプル

（直近月分の通知書をA4用紙にコピーし、ご提出願います）
コピーは、縦向き横向きいずれでも可です

保険料納入告知額・領収済額通知書

5077

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	13セト	事業所番号	53416
納付目的年月	平成 27年 8月	納付期限	平成 27年 9月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子どものための金銭の給付勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	
合 計	額	¥	円

平成 27年 7月 分 保 険 料	領収日	平成 27年 8月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子どものための金銭の給付勘定
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
合 計	額	¥ 円

平成 27 年 月 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
港 年金事務所）



107-0052 港区 赤坂
5-1-31
第6セイコービル4階
全国御商業団地厚生年金基金

様



（裏面へつづく）

支給します。ただし、年金開始は厚生年金基金の清算業務終了後になります (老齢給付を一時金として支給) ・老齢給付の受給権者は希望者により老齢給付の裁定請求時に一時金として請求できる	この場合、年金は遡及して支給します 老齢給付の受給権者が年金の裁定を請求した場合、特別な事情以外は年金開始後5年間は一時金に換える請求はできません
脱退一時金 (支給要件) ・加入者期間3年以上10年未満で資格喪失したとき ・加入者期間3年未満で60歳を過ぎてから資格喪失したとき ・加入者期間10年以上で65歳になる前に退職したとき (本人の希望により脱退一時金を支給します) (支給額) ・退職または65歳になったときの個人別勘定残高	
遺族一時金支給要件 (支給要件及び支給額) ・加入者期間3年以上の加入者が亡くなったとき 資格喪失時の仮想勘定残高 ・加入者期間3年未満で60歳を過ぎてから亡くなったとき 資格喪失時の仮想勘定残高 ・老齢給付を受けている者が亡くなったとき 老齢給付の月額に残余期間に応じて年金現価率を乗じた額 ・老齢給付金及び脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者 繰下終了日時点の仮想個人勘定残高 受給権の時効 ・年金の受給権は20年 ・一時金の受給権は10年	
民法の規定を適用しています	
税法上の措置 ・掛金拠出時：損金算入 ・給付時：年金給付の場合は公的年金等控除の対象 一時金の場合は退職所得課税の適用 遺族一時金は相続財産	
その他	
中途脱退者の一時金相当額の移換 ・連合会へ脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる ・他の確定給付企業年金へ脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる ・確定拠出年金へ脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる	
事業年度 基金の事業年度は、毎年3月1日に始まり、2月末日に終わる	
実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出 基金の実施事業所が実施事業所でなくなること及び事業所の事業主が、分割、事業の譲渡を行ない、当該事業所に使用される加入者の一部を他の実施事業所以外の事業所に転籍させる場合等は、当該事業所の特別掛金未償却分、繰越不足金分当該事業所の受給権者がいる場合の手数料分を一括拠出する	
業務概況の周知 基金の業務概況について、毎事業年度1回以上加入者に周知させなければならない。	

全国卸商業団地企業年金基金(仮称)規約(案)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この企業年金基金(以下「この基金」という。)は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、この基金の加入者及び加入者であった者(以下「加入者等」という。)の老齢、脱退又は死亡についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって公的年金の給付と相まって加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この基金は、全国卸商業団地企業年金基金(仮称)という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

〇〇〇 〇〇〇 △-△-△

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定 数)

第7条 この基金の代議員の定数は、〇〇人とし、その半数は、実施事業所の事業主(以下「事業主」という。)において、事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任 期)

第8条 代議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前

に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の選挙区は、全実施事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後20日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも15日前に公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。

5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年1月及び6月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第15条各号に規定する事項の変更を除く。)の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算

(4) 毎事業年度の事業報告及び決算

(5) その他の重要事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 加入者及び加入者であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数及び選任)

第26条 理事の定数は、〇〇人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の管理及び運用に関するこの基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は〇年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員(の解任))

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと、認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 理事にあっては、第37条の規定に違反したとき

(役員(の選挙執行規程))

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会(の招集))

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会(の付議事項))

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 積立金の管理及び運用に関する基本方針
- (5) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認められたもの

(理事会(の議事))

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会(の会議録))

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員(の職務))

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関するこの基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事(の義務及び損害賠償責任))

第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、この基金のために忠実にその職務を執行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関するこの基金の業務についてその任務を怠ったときは、この基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事(の禁止行為))

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

(加入者)

第39条 この基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所に使用されるに至った日以降最初に到来する毎月1日まで勤務した者とする。ただし、65歳の誕生日前日を超えた者及び加入者から除く者として労使協定した別表2に定める者を除く。

第40条 加入者は、実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合にあっては、厚生年金保険の被保険者となった日)以降最初に到来する毎月1日に、加入者の資格を取得する。

- 2 この基金の加入者となる資格を取得した日を、以下「加入者資格取得日」という。

(資格喪失の時期)

第41条 加入者は、次に掲げるいずれかの日(以下「加入者資格喪失日」という。)に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡した日
- (2) 実施事業所に使用されなくなった日
- (3) その使用される事業所が実施事業所でなくなった日
- (4) 厚生年金保険の被保険者でなくなった日
- (5) 65歳の誕生日の前日

(加入者期間)

第42条 加入者期間は、加入者資格取得日の属する月から起算し、加入者資格喪失日の属する月までとする。

- 2 加入者の資格を喪失した後、再びこの基金の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)の加入者期間については、次に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算することができる。
 - (1) 再加入者となる前に脱退一時金の受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)となった者であって、当該脱退一時金の全部を支給された者
 - (2) 再加入者となる前に老齢給付金の受給権者となった者であって、当該老齢給付金の全部を支給された者
 - (3) 加入者の資格を喪失した後に、第96条第2項、第97条第2項又は第98条第2項の規定により脱退一時金相当額が移換された者

第5章 基準給与及び仮想個人勘定残高

(基準給与)

- 第43条 この基金の拠出付与額及び掛金額の算定の基礎となる給与(以下「基準給与」という。)は、毎年9月1日現在の加入者の標準報酬月額(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。)第20条及び第22条に定める額をいう。)とし、毎年11月1日から翌年10月末日までの1年間適用する。
- 2 前項にかかわらず、加入者の資格を取得した者(再加入者を含む。)の基準給与は、加入者資格取得日の基準給与とし、加入者資格取得日から直後の10月末日まで適用する。

(仮想個人勘定残高)

- 第44条 給付の額の算定の基礎となる額(以下「仮想個人勘定残高」という。)は、次の各号の合計額とする。
 - (1) 加入者資格取得日(以下「拠出開始日」という。)から加入者資格喪失日までにおいて、毎月1日(以下「拠出付与日」という。)の基準給与の額に0.9%を乗じて得た額(以下「拠出付与額」といい、1円未満の端数は四捨五入する。)の累計額
 - (2) 拠出開始日から加入者資格喪失日までの各月末日に付与された次の利息相当額を、各月につき合計した額(1円未満の端数は四捨五入する。)の累計額
 - ア. 直前の2月末日時点の仮想個人勘定残高×再評価率×1/12
 - イ. 直前の3月1日以降に付与された前拠出付与日までの拠出付与額の累計額×再評価率×1/12
- 2 前項第2号の再評価率は1.5%とする。

- 3 再加入者の加入者資格取得日時点の仮想個人勘定残高は、再加入前の加入者資格喪失日時点の仮想個人勘定残高、第63条に定める繰下げを行っている者は繰下終了日時点の仮想個人勘定残高とする。なお、当該仮想個人勘定残高は第1項第2号アに定める直前の2月末日時点の仮想個人勘定残高として利息相当額の計算に適用するものとする。

第6章 給付 第1節 通則

(給付の種類)

第45条 この基金は、次に掲げる給付を行う。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第46条 受給権は、受給権者の請求に基づいて、この基金が裁定する。

- 2 この基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長(特別区及び指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類(以下この条において「基本添付書類」という。)を添付して、この基金に提出することによって行う。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、前項の請求書に第66条各号に掲げる者(以下「給付対象者」という。)の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。
 - (1) 第67条第1項第1号及び第2号に掲げる者
死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類
 - (2) 第67条第1項第3号に掲げる者
前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

(端数処理)

第47条 給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の月額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げし、給付のうち一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(支給期間)

第48条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第49条 年金給付の支払日は年2回、6月及び12月の各1日(第88条に定める業務を委託する〇〇〇会社の非営業日の場合は翌営業日)とし、それぞれの支払日にその前月までの分をまとめて支払う。

- 2 一時金給付は、裁定の請求の終了した後1月以内に支払う。
- 3 前2項の給付の支払は、この基金が、加入者、加入者であった者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に給付の額を振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第50条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金は、支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

- 2 加入者又は加入者であった者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、給付の全部又は一部を行わない。
- 3 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。
- 4 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなったときは、給付の全部又は一部を行わない。
 - (1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱した事又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。
- 5 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

- 第51条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったもの(以下この条において「未支給給付」という。)があるときは、その者に係る第67条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。
- 2 未支給給付を受けるべき者の順位は、第67条第1項各号の順位とし、同項第2号に掲げる者のうちにあっては同号に掲げる順位による。
 - 3 第1項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る第67条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
 - 4 第1項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、この基金に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第46条第3項の例により、給付の裁定の請求書をこの基金に提出しなければならない。
 - (1) 第67条第1項第1号及び第2号に掲げる者

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

(2) 第67条第1項第3号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

- 5 未支給給付を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第52条 受給権の消滅時効については、民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第53条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第54条 この基金は、第46条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第2節 老齢給付金

(支給要件及び支給方法)

- 第55条 加入者期間が10年以上である加入者又は加入者であった者が65歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。
- 2 前項の場合のほか、加入者期間が10年以上である加入者が、50歳に達した日以降に実施事業所に使用されなくなったときは、その者に老齢給付金を年金として支給する(裁定前に第42条第2項により前後の加入者期間を合算する場合を除く。)

(年金月額)

第56条 老齢給付金の年金月額は、支給開始月の前月の仮想個人勘定残高を第57条で選択した支給期間に応じ別表3に定める率で除して得た額とする。

(支給期間の選択)

第57条 老齢給付金の受給権者は、次のいずれかの支給期間を裁定時に選択するものとする。なお、一旦選択した支給期間は、その後変更することができない。

- (1) 5年
- (2) 10年
- (3) 15年
- (4) 20年

(老齢給付金の支給の繰下げ)

- 第58条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、この基金に、老齢給付金の支給要件を満たした日（以下この条において「繰下開始日」という。）からその者の65歳の誕生日前日までの間（以下この条において「繰下期間」という。）、老齢給付金の支給を繰り下げることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、繰下げの申出を行った者が、繰下期間中に老齢給付金の裁定を請求した場合、その者が65歳の誕生日前日となった場合又は繰下期間中に死亡した場合は、支給の繰下げは終了（支給の繰下げが終了する日を以下この条において「繰下終了日」という。）するものとする。
- 3 第1項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第48条の規定にかかわらず、老齢給付金の繰下げが終了した日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。
- 4 老齢給付金の繰下期間中の仮想個人勘定残高は、繰下開始日時点の仮想個人勘定残高に繰下開始日の属する月の翌月から繰下終了日の属する月までの期間に応じ、別表4に定める率を乗じて得た額とする。
- 5 老齢給付金の繰下終了日時点の年金月額は、繰下終了日時点の仮想個人勘定残高を使用し、第56条を適用して計算した額とする。

(一時金として支給する老齢給付金)

- 第59条 老齢給付金の受給権者は、受給権の裁定を請求するとき、又は年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後支給期間が終了する日までの間、老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間においても、当該請求をすることができる。
- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
- (4) その他前3号に準ずる事情
- 2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあっては、前項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類をこの基金に提出しなければならない。
- 3 第1項の請求をした老齢給付金の受給権者に一時金として支給する老齢給付金の額は、次のとおりとする。
- (1) 老齢給付金の支給を年金として未だ受けていない場合は、加入者資格喪失日時点（ただし、老齢給付金又は脱退一時金の繰下げの申出を行った者は繰下終了日時点）の仮想個人勘定残高
- (2) 老齢給付金の支給を年金としてすでに受けている場合は、年金月額に支給期間から老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間（以下「残余期間」という。）に応じ別表5に定める年金現価率を乗じて得た額

(失 権)

第60条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- (1) 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。
- (2) 老齢給付金の支給期間が終了したとき。
- (3) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

第61条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が3年以上10年未満又は3年未満かつ60歳以上で加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）
- (2) 65歳未満かつ加入者期間が10年以上で加入者の資格を喪失したとき（老齢給付金の支給要件を満たす者を除く。）

(一時金額)

第62条 脱退一時金の額は、加入者資格喪失日時点の仮想個人勘定残高とする。

(脱退一時金の支給の繰下げ)

第63条 第61条第2号に該当した脱退一時金の受給権者（第41条第3号に該当し加入者の資格を喪失した者を除く。以下この条において同じ。）は、この基金に老齢給付金の支給要件を満たす日までの間（以下この条において「繰下期間」という。）、当該脱退一時金の支給の繰下げを申し出ることができる。

- 2 支給の繰下げの申出を行った者が、脱退一時金の繰下期間中に脱退一時金の裁定の請求を行った場合、老齢給付金の支給要件を満たした場合又は脱退一時金の繰下期間中に死亡した場合には、支給の繰下げは終了（支給の繰下げが終了した日を以下「繰下終了日」という。）するものとする。
- 3 脱退一時金の繰下期間中の仮想個人勘定残高は、繰下開始日時点の仮想個人勘定残高に繰下開始日の属する月の翌月から繰下終了日の属する月までの期間に応じ、別表4に定める率を乗じて得た額とする。
- 4 繰下終了日時点の脱退一時金額は、繰下終了日時点の仮想個人勘定残高とする。

(支給の効果)

第64条 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

2 脱退一時金相当額が第96条第2項、第97条第2項および第98条第2項のいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

(失 権)

第65条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- (1) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき。

- (2) 脱退一時金の受給権者（第61条第2号に該当したことにより脱退一時金の受給権者となった者に限る。）が老齢給付金の受給権者となったとき。
- (3) 再加入者となる前に、脱退一時金の受給権者となった者について、当該再加入者の前後の加入者期間を合算したとき。

第4節 遺族給付金

(支給要件及び支給の方法)

第66条 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が3年以上又は3年未満かつ60歳以上である加入者
- (2) 老齢給付金の支給を受けている者
- (3) 第58条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者
- (4) 第63条第1項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者

(遺族の範囲及び順位)

第67条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子（給付対象者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(一時金額)

第68条 一時金として支給する遺族給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第66条第1号に掲げる者が死亡した場合
加入者資格喪失時点の仮想個人勘定残高
- (2) 第66条第2号に掲げる者が死亡した場合
老齢給付金の受給権者であつた者が支給を受けていた老齢給付金の月額に残余期間に応じて別表5に定める年金現価率を乗じて得た額
- (3) 第66条第3号に掲げる者が死亡した場合
第59条第3項第1号に定める繰下終了日時点の仮想個人勘定残高
- (4) 第66条第4号に掲げる者が死亡した場合
第63条第4項に定める繰下終了日時点の仮想個人勘定残高

第7章 掛金

(掛金)

第69条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、毎月掛金を拠出する。

(標準掛金)

第70条 掛金のうち標準掛金の額は、毎月1日現在における各実施事業所の加入者の基準給与に0.9%を乗じて得た額（1円未満の端数は四捨五入する。）の合計額とする。

(特別掛金)

第71条 掛金のうち特別掛金の額は、過去勤務債務の額を平成28年3月から20年で償却するため、毎月1日現在における各実施事業所の加入者の基準給与に1.1%を乗じて得た額（1円未満の端数は四捨五入する。）の合計額とする。

2 前項の特別掛金は別表1-1の実施事業所について適用する。別表1-2の実施事業所については、これを適用しない。

(事務費掛金)

第72条 掛金のうち、この基金の業務委託費又はこの基金の事務費に充てるための事務費掛金の額は、毎月1日現在における各実施事業所の加入者の基準給与に0.2%を乗じて得た額（1円未満の端数は四捨五入する。）の合計額とする。

(掛金の負担割合)

第73条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第74条 事業主は、毎月の掛金を翌月（この基金の休業日である場合には翌営業日）までにこの基金に納付する。

(財政再計算)

第75条 この基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この基金は加入者の数が著しく変動した場合その他の規則第50条各号に定める場合には、速やかに掛金の額を再計算する。

(積立金の額の評価)

第76条 この基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第77条 この基金は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額（法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。）から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を

再計算する。

- 2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

第78条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

- 2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る給付（以下「最低保全給付」という。）の額の現価の合計額とする。
- 3 第2項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者
当該年金給付
- (2) 基準日において、老齢給付金の受給権者であつて第58条第1項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者
その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される支給期間20年の老齢給付金
- (3) 基準日において、加入者期間が10年以上である者（加入者及び第61条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。）
その者が65歳に達したときに支給される支給期間20年の老齢給付金
- (4) 基準日において、加入者であつて、加入者期間が10年以上である者
その者が基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる支給期間20年の老齢給付金の額（加入者の資格を喪失した日から老齢給付金の支給要件を満たす日までの期間に応ずる利子に相当する額を加算しないものとして計算した額）に当該加入者の基準日における年齢に応じて次に掲げる係数を乗じて得た額

加入者の年齢に応じて定める係数＝1

なお、老齢給付金として一時金を選択できる場合にあっては、老齢給付金の支給要件を満たす日における選択一時金と年金現価相当額の高い方の給付とする。

- (5) 基準日における加入者（前号に規定する者を除く。）
その者が基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金の額に当該加入者の基準日における年齢に応じて次に掲げる係数を乗じて得た額

加入者の年齢に応じて定める係数＝ $1 / (1 + A)^B$

A：基準日時点で適用される規則第55条第1項第1号に定める予定利率

B：基準日から65歳に達する日までの年数

ただし、Bに年未満の端数がある場合には、次のとおりとする。

加入者の年齢に応じて定める係数＝C年の率＋

$\{ (C + 1) \text{年の率} - C \text{年の率} \} \times D / 12$

C：Bの端数月数を切り捨てた年数

D：Bの端数月数

- 4 前各項の規定により拠出する各実施事業所の特例掛金の額は、第1項に定める規則第58条の

規定による必要な額を基準日における各実施事業所の基準給与の合計額に応じて按分して得た額とする。

(臨時拠出による特例掛金)

第79条 当該事業年度において積立金の額が零となることを見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を特例掛金として拠出する。

第9章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

第80条 この基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、この基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、この基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、投資一任契約を金融商品取引業者とそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、この基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。

3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) この基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の生命保険契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) この基金に支払うべき保険金は、加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。

6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第81条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

(1) この基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称。

(2) 信託金又は保険料の払込割合

(3) 支払金又は保険金の負担割合

(4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関

(5) 資産額の変更の手続き

(6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの

2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合も同様とする。

3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。

- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第82条 この基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

- 第83条 この基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。
- 2 この基金は、前項に規定する基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、生命保険一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

(分散投資義務)

第84条 この基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

- 第85条 この基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。
- 2 この基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かなければならない。

(資産状況の確認)

第86条 この基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第87条 この基金は、この基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

- 第88条 この基金は、〇〇〇会社に次に掲げる事務を委託する。
- (1) 給付の支給に関する業務
 - (2) 掛金の額の計算に関する業務
 - (3) 年金数理に関する業務
 - (4) 加入者等の記録の管理に関する業務
- 2 この基金は、前項に規定する事務のほか、法第93条に規定する業務の委託会社に、資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リターン・リスク分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する事務を委託することができる。

- 3 この基金は、前各項に規定する業務のほか、企業年金連合会（法第91条の2に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

第10章 解散及び清算

(解 散)

第89条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の規定による認可があったとき。
- (2) 法第102条第6項の規定によりこの基金の解散の命令があったとき。

(解散時の掛金一括拠出)

- 第90条 この基金が解散する場合において、当該解散の日における積立金の額が、当該解散の日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括拠出するものとする。
- 2 前項の規定により一括して拠出する各実施事業所の掛金の額は、前項に定める当該下回る額を当該解散する日の直前の事業年度の末日（当該解散の日が直前の事業年度の末日から起算して4カ月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日）における各実施事業所の基準給与の合計額に応じて按分して得た額とする。

(支給義務の消滅)

第91条 この基金は、この基金が解散したときは、この基金の加入者であつた者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものの支給又は第96条第2項、第97条第2項若しくは第98条第2項の規定により解散した日までに移換すべきであつた脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(残余財産の分配)

- 第92条 この基金の残余財産は、清算人が、その解散した日においてこの基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「解散制度加入者等」という。）に分配する。
- 2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各解散制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 残余財産の額が、この基金が解散した日（以下この条において「解散日」という。）を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額（以下この条において「解散日の最低積立基準額」という。）を上回る場合
 - 次に掲げる額を合算した額
 - ア．各解散制度加入者等に係る解散日の最低積立基準額
 - イ．残余財産の額から解散日の最低積立基準額を控除した額に、次のaに掲げる額をbに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - a．各解散制度加入者等に係る解散日の最低積立基準額
 - b．解散日の最低積立基準額
 - (2) 残余財産の額が、解散日の最低積立基準額以下である場合

残余財産の額に次のaに掲げる額をbに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

- a. 各解散制度加入者等に係る解散日の最低積立基準額
- b. 解散日の最低積立基準額

- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合には、解散制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(連合会への残余財産の移換)

- 第93条 解散制度加入者等（この基金が解散した日においてこの基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各解散制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。）の連合会への移換を申し出ることができる。
- 2 前項の申出があったときは、この基金の運用受託機関は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散制度加入者等に分配されたものとみなす。

第11章 福祉事業

(福祉事業)

- 第94条 この基金は、加入者及び加入者であった者の福祉を増進するため、福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

第12章 年金通算

(中途脱退者の選択)

- 第95条 この基金は、この基金の中途脱退者（この基金の加入者の資格を喪失した者であって、第61条第1号に該当するものをいう。以下同じ。）がこの基金の加入者の資格を喪失したときに、当該この基金の中途脱退者に、次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該この基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。
 - (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
 - (2) 第98条第1項の規定に基づき、速やかに脱退一時金相当額を連合会へ移換することを申し出ること。
 - (3) この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
 - (4) 第98条第1項の規定に基づき、この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。
- 2 前項第3号又は第4号を選択したこの基金の中途脱退者が、この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第97条第1項若しくは第98条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、この基金は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

- 第96条 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等（資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後3カ月以内に、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は移換先確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3カ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
- 5 この基金は、第2項の規定によりこの基金が脱退一時金相当額を移換したときは、当該この基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

- 第97条 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後3カ月以内に、当該企業型年金又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3カ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
- 5 この基金は、第2項の規定によりこの基金が脱退一時金相当額を移換したときは、当該この基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

- 第98条 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後3カ月以内に、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申

し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限り行うことができる。
- 5 この基金は、第2項の規定によりこの基金が脱退一時金相当額を移換したときは、当該この基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への基金の説明義務)

第99条 この基金は、この基金の中途脱退者が加入者の資格を喪失したときは、第96条第1項、第97条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該この基金の中途脱退者に説明しなければならない。

第13章 雑 則

(事業年度)

第100条 この基金の事業年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終る。

(業務概況の周知)

第101条 この基金は、この基金の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
 - (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
 - (3) この基金が支給した給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
 - (4) 事業主がこの基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
 - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - (7) 基本方針の概要
 - (8) その他この基金の事業に係る重要事項
- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
 - (2) 書面を加入者に交付する方法
 - (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
 - (4) その他周知が確実に行われる方法
- 3 この基金は、周知事項について、加入者以外の者であつてこの基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(届 出)

- 第102条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨をこの基金に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、この基金

に提出することによって行う。

(受給手続)

第103条 この基金による給付を受ける者は、この基金に第46条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、この基金が運営に支障を及ぼさないと認めるときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

- (1) 給付の受領方法についての届
 - (2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
 - (3) 所得税法(昭和40年法律第33号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)で定める必要な申告書
- 2 前項による届出を行った事項について変更のあつたときは、速やかにこの基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第104条 この基金は、毎事業年度終了後4カ月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載する。
- (1) 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
 - (2) 給付の支給状況及び掛金の抛出現況に関する事項
 - (3) 積立金の運用に関する事項
- 3 第1項の決算に関する報告書は、次に掲げるものとする。
- (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類
- 4 この基金は、第1項の書類を事務所に備え付けて置かなければならない。
- 5 加入者等は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第105条 この基金が厚生労働大臣に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(実施事業所の脱退及び減少に係る掛金の一括抛出)

第106条 この基金の実施事業所が実施事業所でなくなること及び実施事業所の事業主が、分割、事業の譲渡を行い、当該実施事業所に使用される加入者の一部を他の実施事業所以外の事業所に転籍させること及び実施事業所の事業主が内部規定の変更により加入者を脱退させることにより、加入者の資格を喪失するとき(以下「脱退及び減少」という。)、当該脱退及び減少に係る実施事業所(以下この条において「脱退及び減少事業所」という。)の事業主は、次の各号に掲げる額を合算した額を、この基金の指定する納付期限までに掛金として一括して抛出しなければならない。

- (1) 脱退及び減少事業所が減少する日の直前の事業年度の末日（当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4カ月を経過する日までの間にある場合にあっては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日。以下「前年度の決算基準日」という。）における特別掛金の額の予想額の現価を前年度の決算基準日における各実施事業所の基準給与の合計額（脱退及び減少事業所の基準給与の合計額については脱退及び減少する加入者に係る基準給与の合計額とする。以下この条において同じ。）に応じて按分して得た額に前年度の決算基準日における残余償却月数に対する脱退及び減少実施事業所が脱退及び減少する日における残余償却月数の割合を乗じて得た額
- (2) 前年度の決算基準日における繰越不足金（規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。）の額を前年度の決算基準日における各実施事業所の基準給与の合計額に応じて按分して得た額
- 2 脱退及び減少実施事業所の事業主は前項に掲げる掛金のほか、当該脱退及び減少実施事業所の加入者であった者の将来の事務費として、次に掲げる額を合算した額を事務費掛金として一括して拠出しなければならない。
- (1) 脱退一時金の支給の繰下げ中の者1人につき〇〇〇〇〇円
- (2) 老齢給付の受給権者1人につき〇〇〇〇〇円

(分割又は権利義務の移転時に移換する積立金の額)

第107条 この基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務の移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあっては、この基金は、積立金の額のうち、当該権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の積立金の額を移換するものとする。

- (1) 法第77条第1項に規定するこの基金の分割
- (2) 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転（同条同項の政令で定める場合を除く。）
- (3) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第2条の規定による改正前の法第107条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務移転（同条同項の政令で定める場合を除く。）
- 2 前項の規定により移換する権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の積立金の額は、次の各号に規定する方法のうち、権利義務移転等を行うときにこの基金が選択したいずれかの方法により算定される額とする。
- (1) 規則第87条の2第1項第1号による方法
- (2) 規則第87条の2第1項第2号による方法
- 3 前項第1号による方法の額は、権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。
- (1) 権利義務移転等を行う日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は権利義務移転等を行う日の属する事業年度の前事業年度の末日のうち、権利義務移転等を行うときにこの基金が選択したいずれかの日（以下この条において「基準日」という。）における、権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の移換額算定基礎額（規則第87条の2第1項第1号イからこのうち、権利義務移転等を行うときにこの基金が選択したいずれかの額をいう。以下この条において同じ。）

(2) 基準日における、この基金の移換額算定基礎額

4 第2項第2号による方法の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 基準日における受給権者及び加入者期間が10年以上である加入者であった者（以下この項において「受給権者等」という。）

基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る受給権者等の移換額算定基礎額。ただし、基準日におけるこの基金の受給権者等の移換額算定基礎額が、権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額を上回っている場合にあっては、当該積立金の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

ア. 基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る受給権者等の移換額算定基礎額
イ. 基準日におけるこの基金の受給権者等の移換額算定基礎額

(2) 基準日における加入者（受給権者等を除く。以下この号において同じ。）

権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額から、前号イに定める額を控除して得た額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア. 基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る加入者の移換額算定基礎額
イ. 基準日におけるこの基金の加入者の移換額算定基礎額

(法令等の適用)

第108条 この規約に特別の定めがあるもののほか、この基金に係る業務の執行に関し必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定めるところによる。

附則

(施行日)

第1条 この規約は、平成28年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(解散した厚生年金基金からの残余財産の交付)

第2条 全国卸商業団地厚生年金基金が解散した場合であつて、当該解散した厚生年金基金（以下「解散基金」という。）の設立事業所又は設立事業所の一部がこの基金の実施事業所となっている場合又は実施事業所となる場合には、平成25年改正法附則第35条第1項及び当該解散基金の規約に基づき、当該解散基金からの申出により、この基金は、当該設立事業所の解散基金加入員等（平成25年改正法附則第35条第1項に規定する解散基金加入員等をいう。以下同じ。）に分配すべき残余財産の交付を受けることができる。

2 解散基金加入員等のうち、次に定める者については、前項の規定にかかわらず、当該者に係る残余財産の交付を受けない。

前項の規定に基づき、解散基金が残余財産の交付を申し出たときにこの基金の加入者でない者（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）（以下「経過措置政令」という。）第41条第3項の同意を得た場合を除く。）

3 第1項に関わらず、解散基金が残余財産の交付を申し出たときにこの基金の加入者でない者のうち経過措置政令第41条第3項の同意を得た者の第1項の規定に基づき交付を受ける残余財産の額は、平成25年改正法附則第34条第4項に基づき分配すべき残余財産の額のうち、加算部分に相当する額とする。

4 この基金が第1項の規定による残余財産の交付を受けたときは、平成25年改正法附則第35条第2項の規定に基づき、当該交付金を原資として、当該解散基金加入員等に対し、老齢給付金等の支給を行う。

5 第1項の場合において、当該解散基金の規約において、解散基金の資産の一部を清算の結了前に仮交付することができることが定められている場合は、この基金は、当該規約の定めるところにより、解散基金の清算結了前に、資産の一部を受けることができる。

6 前項の規定により仮交付を受けた場合で、当該仮交付を受けた額が残余財産の確定額を上回るときは、当該上回る額を清算の目的の範囲内において存続している解散基金に返還する。

(施行日の加入者及び残余財産の仮交付を受けた解散基金加入員等に係る加入者期間の取扱い)

第3条 施行日に加入者の資格を取得した65歳未満の者のうち、解散基金の申し出により交付される残余財産の対象となる別表1-1に掲げる実施事業所の加入者であつて、解散基金の加入員期間がある者（以下「解散基金の加入者」という。）は、この基金が設立されていたとしたならば、加入者となっていた期間を加入者期間に算入する。

2 解散基金加入員等のうち附則第2条第2項括弧書きの同意を得た、解散基金で加算年金を受給していた者（以下「解散基金の年金受給者」という。）および加算年金の支給要件のうち年齢の要件を満たしていなかった者（以下「解散基金の年金受給待期者」という。）は、この基金が前条第5項の仮交付を受けたとき（以下「仮交付を受けたとき」という。）、仮交付を受けなかったときは残余財産の交付を受けたときに、解散基金の加入員であつた期間を加入者期間に算入する。

3 前項の当該解散基金加入員等が遺族給付金の受給者であつた場合は前項の規定は適用しない。

(施行日時点の加入者に係る仮想個人勘定残高の取扱い)

第4条 施行日に加入者の資格を取得した65歳未満の解散基金の加入員の施行日時点の仮想個人勘定残高は、解散基金の解散日前日における個人別勘定残高とし、以降第44条に基づき算定する。なお、施行日時点の仮想個人勘定残高は、第44条第1項第2号における仮想個人勘定残高として平成29年2月末日までの利息相当額の計算に適用するものとする。

2 前項にかかわらず、解散基金の解散日前日における事業所の個人別勘定残高の合計が施行日時点の基準給与の合計を下回る事業所においては、加入者の施行日における仮想個人勘定残高は、解散基金の解散日前日における個人別勘定残高に、施行日における事業所の基準給与の合計を解散基金の解散日前日における事業所の個人別勘定残高の合計で除した値を乗じた額とする。

(残余財産の交付を受けた解散基金加入員等への通知及び公告)

第5条 この基金は、附則第2条の規定に基づき、残余財産の交付を受けたときは、当該解散基金加入員等に対して、附則第2条第4項の給付を行うことを通知しなければならない。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該解散基金加入員等に送付することによって行う。

(1) 資産管理運用機関等が残余財産の移換を受けた年月日及びその額

(2) 平成26年経過措置政令第42条の規定により解散基金加入員等に係る加入者期間に算入される期間

3 この基金は、解散基金加入員等の所在が明らかでないため、第1項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

4 前項の公告はこの基金の掲示板に掲示して行うものとする。

(残余財産の交付を行う事業所)

第6条 附則第2条第1項の規定に基づき、残余財産の交付を行う実施事業所は別表1-1のとおりとする。

(最低保全給付に関する経過措置)

第7条 附則第3条の規定により施行日前の期間を加入者期間に算入された者に係る第78条第3項第4号及び第5号の最低保全給付の額は、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該加入者期間の算入により増加する最低保全給付の額に、施行日から基準日（第78条第2項に規定する基準日をいう。）までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を5から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては零とする。）を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

(連合会に関する経過措置)

第8条 第88条第3項に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

(代議員の任期及び役員の任期に関する経過措置)

第9条 第8条の規定にかかわらず、この基金の設立後最初の代議員の任期は、平成〇〇年〇月〇

○日までとする。

- 2 第27条の規定にかかわらず、この基金の設立後最初の役員の任期は、平成〇〇年〇月〇〇日までとする。

(解散基金が残余財産交付の申出を行った受給者等に係る給付の特例)

第10条 解散基金が残余財産交付の申出を行った年金受給者及び年金受給待期者（以下この条において「残余財産交付受給者等」という。）には、残余財産の仮交付を受けた日又は60歳に達した日のいずれか遅い方の日が属する月の翌月から老齢給付金を年金として支給するものとし、第58条及び第59条は適用しない。

- 2 第57条にかかわらず、前項の老齢給付金は20年から解散基金において年金支給を受けた期間を控除した期間を給付期間とする有期年金とする。

- 3 第56条にかかわらず、第1項の老齢給付金の年金月額は、次の各号に定める額とする。

(1) 解散基金の年金受給者

解散基金における加算年金額を12で除した額

(2) 解散基金の年金受給待期者

解散基金の解散日前日における個人別勘定残高（個人別勘定残高がない者については解散基金の解散日前日における選択一時金額）（以下この条において「解散時残高」という。）に施行日の属する月から60歳に達した日の前月までの期間に応じ、別表4に定める率を乗じて得た額を別表3に定める給付期間20年の年金現価率で除して得た額

- 4 残余財産交付受給者等のうち、基金が残余財産の交付を受けたときに60歳未満の者で、第1項に定める老齢給付金の支給を受けていない者は、基金が残余財産の交付を受けたとき以降に第1項に定める老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。

- 5 前項の一時金額は、解散時残高に施行日の属する月から一時金を請求した日の前月までの期間に応じ別表4に定める率を乗じて得た額とする。

- 6 第1項により老齢給付金を年金として支給を受けた者が、老齢給付金の支給を受けた期間が第2項に定める給付期間に達する前に死亡した場合には、その者の遺族に対して、年金月額に残余の給付期間に応じて別表5に定める率を乗じて得た額を遺族給付金として一時金で支給する。

なお、残余財産の仮交付を受ける前に死亡した場合には、残余財産の仮交付を受けた後に支給する。

- 7 残余財産交付年金受給者等のうち、第1項又は第4項に定める老齢給付の支給を受けていない者が死亡した場合には、その者の遺族に対して、解散時残高に施行日の属する月から死亡した日の前月までの期間に応じ別表4に定める率を乗じて得た額を遺族給付金として一時金で支給する。なお、残余財産の仮交付を受ける前に死亡した場合には、残余財産の仮交付を受けた後に支給する。

- 8 残余財産交付年金受給者等のうち老齢給付の支給を受けている者には、第78条第3項第1号を適用し、老齢給付の支給を受けていない者には、同条同項第3号中「65歳」を「60歳」に読み替えて適用し、最低保全給付を算定するものとする。

(非継続基準の財政検証に関する経過措置)

第11条 第78条第1項中「規則第58条」を、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年省令第20号）第34条」に読み替える。

別表1-1：実施事業所の名称及び所在地

実施事業所名称	所在地
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町

別表1-2：実施事業所の名称及び所在地

実施事業所名称	所在地
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町

別表2：加入者から除外する者

実施事業所名称	加入者から除外する者
〇〇株式会社	

別表3：年金換算率

支給期間	年金換算率
20年	207.69380
15年	161.41680
10年	111.56333
5年	57.85699

別表4 (利率: 1.5%)

繰下期間	繰下利率 (倍)
0年	1.0000
1年	1.0150
2年	1.0302
3年	1.0457
4年	1.0614
5年	1.0773
6年	1.0934
7年	1.1098
8年	1.1265
9年	1.1434
10年	1.1605
1.1年	1.1779
1.2年	1.1956
1.3年	1.2136
1.4年	1.2318
1.5年	1.2502
1.6年	1.2690
1.7年	1.2880
1.8年	1.3073
1.9年	1.3270
2.0年	1.3469
2.1年	1.3671
2.2年	1.3876
2.3年	1.4084
2.4年	1.4295
2.5年	1.4509
2.6年	1.4727
2.7年	1.4948
2.8年	1.5172
2.9年	1.5400
3.0年	1.5631
3.1年	1.5865
3.2年	1.6103
3.3年	1.6345
3.4年	1.6590
3.5年	1.6839
3.6年	1.7091
3.7年	1.7348
3.8年	1.7608
3.9年	1.7872
4.0年	1.8140

繰下期間に1年未満の端数が生じたときは月割計算する。
A年Bヵ月の利率
= A年の利率 + {(A+1)年の利率 - A年の利率} × B/12
(端数処理: 小数点以下第5位を四捨五入)

別表5: 年金現価率表 (利率: 1.5%)

月\年	残余の給付 (保証) 期間 (倍)					
	0年	1年	2年	3年	4年	5年
0月	0.00000	11.91850	23.66087	35.22970	46.62756	57.85699
1月	0.99321	12.89703	24.62494	36.17952	47.56335	58.77895
2月	1.98642	13.87556	25.58901	37.12934	48.49913	59.70090
3月	2.97963	14.85409	26.55308	38.07917	49.43492	60.62286
4月	3.97283	15.83262	27.51715	39.02899	50.37070	61.54481
5月	4.96604	16.81115	28.48122	39.97881	51.30649	62.46677
6月	5.95925	17.78969	29.44529	40.92863	52.24228	63.38873
7月	6.95246	18.76822	30.40935	41.87845	53.17806	64.31068
8月	7.94567	19.74675	31.37342	42.82827	54.11385	65.23264
9月	8.93888	20.72528	32.33749	43.77810	55.04963	66.15459
10月	9.93208	21.70381	33.30156	44.72792	55.98542	67.07655
11月	10.92529	22.68234	34.26563	45.67774	56.92120	67.99850

月\年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
0月	68.92046	79.82043	90.55932	101.13950	111.56333	121.83311
1月	69.82879	80.71534	91.44100	102.00815	112.41915	122.67628
2月	70.73712	81.61025	92.32268	102.87681	113.27496	123.51945
3月	71.64545	82.50515	93.20437	103.74546	114.13078	124.36262
4月	72.55378	83.40006	94.08605	104.61411	114.98659	125.20578
5月	73.46211	84.29497	94.96773	105.48276	115.84241	126.04895
6月	74.37045	85.18988	95.84941	106.35142	116.69822	126.89212
7月	75.27878	86.08478	96.73109	107.22007	117.55404	127.73529
8月	76.18711	86.97969	97.61277	108.08872	118.40985	128.57846
9月	77.09544	87.87460	98.49446	108.95737	119.26567	129.42163
10月	78.00377	88.76951	99.37614	109.82603	120.12148	130.26479
11月	78.91210	89.66441	100.25782	110.69468	120.97730	131.10796

月\年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
0月	131.95113	141.91961	151.74078	161.41680	170.94983	180.34198
1月	132.78184	142.73804	152.54712	162.21122	171.73251	181.11309
2月	133.61254	143.55647	153.35345	163.00564	172.51519	181.88421
3月	134.44325	144.37490	154.15979	163.80006	173.29787	182.65532
4月	135.27396	145.19333	154.96612	164.59448	174.08055	183.42643
5月	136.10466	146.01176	155.77246	165.38890	174.86323	184.19754
6月	136.93537	146.83020	156.57879	166.18332	175.64591	184.96866
7月	137.76608	147.64863	157.38513	166.97773	176.42858	185.73977
8月	138.59678	148.46706	158.19146	167.77215	177.21126	186.51088
9月	139.42749	149.28549	158.99780	168.56657	177.99394	187.28199
10月	140.25820	150.10392	159.80413	169.36099	178.77662	188.05311
11月	141.08890	150.92235	160.61047	170.15541	179.55930	188.82422

月\年	18年	19年	20年		
0月	189.59533	198.71193	207.69380		
1月	190.35505	199.46042	以下余白		
2月	191.11476	200.20891			
3月	191.87448	200.95740			
4月	192.63420	201.70589			
5月	193.39391	202.45438			
6月	194.15363	203.20287			
7月	194.91335	203.95135			
8月	195.67306	204.69984			
9月	196.43278	205.44833			
10月	197.19250	206.19682			
11月	197.95221	206.94531			